

## 令和4年5月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月12日(木) 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
  - 議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
  - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
  - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(23名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 木村 博佳
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田竈 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司(欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(1名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

- 会長 総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。  
行動制限がない連休が明けましたが、引き続き、感染予防をお願いいたします。  
農作業では、本格的に水稻の準備や麦の収穫など、いよいよ農繁期を迎えます。  
このような中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。  
本日は、議案5件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。  
なお、議席番号22番委員より、欠席届が出ています。  
よって、令和4年5月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議、よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、20番 藤井 政秋 委員、21番 柳 昭好 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

- 議長 これより日程第2、議案の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。  
事務局からの提案理由の説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由の説明を申し上げます。  
議案書の1ページをご覧ください。  
番号1は、干潟地内の田1筆、畑4筆、合計5筆です。

3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は離農のため、譲受人は経営規模拡大のため売買される  
ものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、乙隈地内の畑1筆です。

3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売  
買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書2ページ、番号3は、下岩田地内の畑1筆です。

3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売  
買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機  
械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号に  
は該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いており  
ます。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしてお  
りましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願い  
いたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、  
第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきまして  
は、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議で  
の審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行  
います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページ～6ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、小郡地内の畑13筆、山林10筆、原野6筆、合計29筆です。

令和4年2月の定例総会において審査いただき、3月に県より許可があったものです。

(位置図で場所の説明)

場所は、西鉄天神大牟田線小郡駅から概ね1キロメートル圏内に位置するところです。

今回の事業計画の変更内容を説明いたします。縦断面図をご覧ください。

申請者が貸倉庫を造って、倉庫カスタマーに貸し出す計画となっている案件です。

先程申し上げた2月の総会時に申請したものでは22.35メートルと1階フロアの高さとしております。それが、今回の変更で、21.73メートルとなっております。

当初計画していた1階フロアの高さが今回、60センチメートル程、下がる形で計画を練り直したいとのことです。

それに伴って変わってくるものが有りまして、当初計画におきまして、倉庫の地下部分に調整池を設けるような計画を立てておりましたが、それがすべて、倉庫の下部分に納まるような計画となっておりましたが、先程述べましたように、当初計画より1階フロアを下げるということに伴いまして、全ての調整池を倉庫の下に設けることが出来なくなりました。

このため、倉庫の部分と別で、南北、駐車場部分に地下式調整池を追加する計画と変わっているところです。

後は、当初の計画通り、申請地範囲内で（調整池を）結びつけ、最後、既存の水路（県道側溝）へ流していくという計画については変わりはないものです。

変わりました点については、1階部分のフロアが変わったために調整池の位置関係が少し変わります、とのことでした。

したがって、立地基準、一般基準ともに、問題ないものと思われま

す。なお、地区会議におきましても、了承を頂いております。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

（質問、意見なし）

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題といたします。事務局から提案

理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、福童地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、西鉄天神大牟田線端間駅から概ね1キロメートル以内の区域内の農地に該当いたします。

1キロメートル圏内につきましては、宅地化率40%以上を満たしておりますので、農地区分は第2種農地に区分されます。第2種農地ですので、代替地検討が必要になりますけれども、代替地検討もなされておりますので、立地基準を満たすこととなります。

申請地東側に市道が在ります。市道内には、公共上・下水道管が埋設されておりまして、今回、この上・下水道管に接続する計画となっております。

また、雨水についても東側の市道側溝へ排水する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号2は、乙隈地内の畑1筆です。

分家住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、東側に農地が連担することから、10ヘクタール以上の規模の一団の区域内農地である第1種農地に区分されます。

しかしながら、周辺の状況から、集落化しているところに新たに住居を設ける、よく「集落接続」と言いますが、そちらを満たす立地基準となります。

計画図をご覧ください。申請地には計画建物と書いておりますが、(隣接地に)造成協力地と書いているものが、農地、畑として残っていくものとなります。

造成協力地の地下部分になりますが、雨水管、污水管及び上水管を埋設する計画を立てております。そういうところが、造成協力地と表現しております。

こちらの造成協力地を経由して西側の市道に有ります公共の

上・下水管そして道路側溝へ雨水を排水する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号3及び番号4は、同一案件のため、併せて説明します。番号3及び番号4は、三沢地内の田3筆です。

特定建築条件付き売買予定地として、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、西鉄天神大牟田線大保駅から概ね1キロメートル以内の区域内の農地に該当いたします。

大保駅から1キロメートル圏内につきましては、宅地化率40%以上を満たしておりますので、農地区分は第2種農地に区分されます。

西側と北側については、農地が連担しておりますが、南側、東側には、集落が有ることから、集落接続となるため、立地基準を満たすこととなります。

申請地の東側、市道内には公共上・下水道管が存するため、こちらの公共上・下水道管から、新設する区域内の道路を経由して、各画地の方へ公共上・下水道管を接続する計画となっております。

全部で21区画の宅地を計画していますが、1区画は公園の区画になります。中央部分に道路幅員6メートルの新設道路を設け、両側に雨水の側溝を設けます。各宅地部分から雨水が流れ込んできまして、最終的には、北側の市道の水路の方に排水する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

なお、番号1から番号4は、先月開催しました地区会議において、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました

が、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件を議題といたします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明いたします。

番号1は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

番号3は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書10ページ番号4は、横隈地内の田6筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号5は、横隈地内の田2筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 次に、(追加)議案第5号、「最適化活動の目標設定」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、別に配布しました、議案第5号をご覧ください。  
議案第5号、「最適化活動の目標設定」について、説明いたします。

国・農林水産省より、令和4年2月に、農業委員会は、農地利用の最適化活動を確実に実施することが重要であると共に、その透明性を確保する必要があることから、令和4年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、農地法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、県知事へ報告するものとされました。

したがって、別紙のとおり報告するものです。

1 ページ目は、「農業委員会の現在の体制」と「農家・農地等の概要」となります。

2 ページ目は、「農地利用の最適化の目標」として「農地の集積」と「遊休農地の解消」になります。

集積目標は、県目標が8割とされていることから、この目標に向けて取り組むこととなります。

また、遊休農地については、令和3年度に実施した「(利用状況調査として実施した)農地パトロール」で判明した農地となります。

緑区分というのは、荒廃度が低く、草刈り等を行うことにより、耕作可能となる農地となります。

また、黄色区分というのは、荒廃度が中程度で、重機を入れれば復元できるような農地とされています。

次に、3 ページ目は、「新規参入」、「最適化に向けた活動の目標」となっています。

それぞれ、過去の実績などを参考に計画や目標を策定したところ です。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 事務局からの説明が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第5号は、原案のとおり決定されました。

事務局は、県への報告、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の11ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出8件につきまして報告いたします。

番号1は、上西鯨坂地内の田1筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

番号2は、上西鯨坂地内の田2筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号3は、上西鯨坂地内の田2筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

議案書12ページ、番号4は、上西鯨坂地内の田1筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号5は、八坂地内の田3筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号6は、横隈地内の田2筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

次に、議案書13ページ、番号7は、下岩田地内の田1筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号8は、二夕地内の田1筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。  
届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、4件の報告をいたします。

番号1から議案書15ページ番号3までは、大板井地内の田8筆、市街化田5筆、合計13筆です。

転用の目的は、宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

次に、番号4は、大板井地内の田1筆です。

転用の目的は、既存住宅の敷地拡張のため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和4年5月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和4年5月12日（木） 午後 2時43分閉会